



慌ただしい4・5月が過ぎ、少し落ち着いた頃でしょうか。6月は疲れが出やすい時期でもあります。リラックスできる時間も確保し、1学期後半戦を乗り切りましょう！

期末勤勉手当の支給割合について

6月30日は期末勤勉手当の支給日です！支給割合は下記の表のとおりです。

再任用職員以外の職員			再任用職員		
期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
1.25	1.05	2.3	0.7	0.5	1.2
勤勉手当における標準の成績率は、1.035です。			勤勉手当における標準の成績率は0.4925です。		

期末勤勉手当支給明細書のみかた

①～⑤の合計

①②③⑤の合計

期末勤勉手当支給明細書

支給年月日 令和 年 月 日 給料表 級 号給 所属コード 職員番号 氏名 1 1

給料月額	給料の調整額	教職調整額	扶養手当	地域手当	加算額	管理職加算額
①	②	③	④		⑤	
基礎額	期末手当		勤勉手当		総支給額	
期末	支給率	金額	支給率	金額		
勤勉	⑥		⑦			
所得税	長期(厚年)	共済掛金	短期	介護保険掛金		
税率	国民・厚生年金掛金	年金払い退職給付掛金	健康保険掛金	40歳以上徴収あり		
税額	標準期末手当等の額	雇用保険料	共済貸付返済	財形	法定控除計	
長期	短期	再任用職員は徴収あり				
手当支給内訳	A口座振込額	B口座振込額	C口座振込額	現金受領額	差引支給額	
その他控除内訳	互助会等貸付返済	預金	その他	振替合計		
			⑦+⑧			

⑨ 費目07	費目08	費目09	⑩ 費目13	費目14	費目15	費目16	費目17
費目10	費目11	費目12	費目18	費目19	費目20	費目21	費目22
福利厚生事務センターの引取り合計			費目23	費目24	費目25		合計額

※ 基準日（6月1日）現在の支給額を基に支給されます。

- | | |
|----------|-----------------------|
| ① 給料月額 | 職種による給料表の金額。 |
| ② 給料の調整額 | 特別支援学級担任に支給。 |
| ③ 教職調整額 | 教育職員に対して給料月額に4%を乗じた額。 |
| ④ 扶養手当 | 扶養手当の支給額。 |
| ⑤ 加算額 | |



率	行政職	教育職（三）
5%	3級（主査）	2級（大学4年卒9年，短大卒11年以上）
10%	4級、5級、6級（補佐級）	2級（大学4年卒27年，短大卒29年以上）・3級
15%	6級（課長級），7級	校長

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| ⑥ 支給率（期末手当） | 基準日以前6か月の在職期間に応じて支給される。 |
| ⑦ 支給率（勤勉手当） | 基準日以前6か月の在職期間及び勤務成績に応じて支給される。 |

住民税決定通知書について

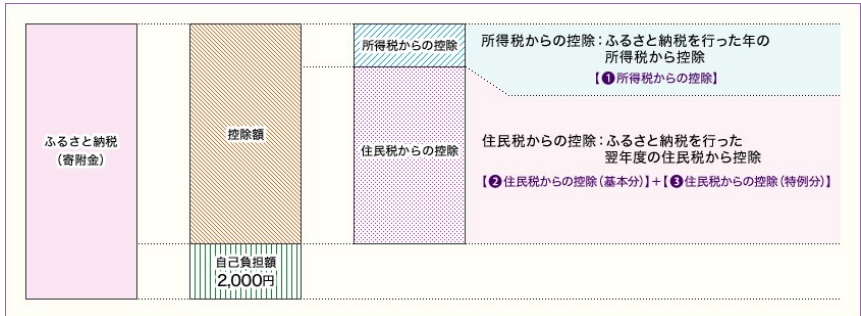
今年度も1年間の住民税が決定する時期になりました。そろそろ配布される予定の住民税決定通知書について少しお知らせしたいと思います。(下図総務省HPより抜粋)

- ① **所得欄** (昨年1年分の所得)
- ② **所得控除欄** (所得から差し引く金額が記載されています。)
- ③ **課税所得欄** (①の総所得から②の所得控除を差し引いた金額が載っています。これが税金を計算する基になる課税所得になります。)
- ④ **摘要欄** (ふるさと納税をした場合などこの欄に記載されます。控除されている市町民税と県民税の合計金額が「寄附金額-2,000円」となっていれば控除が正しく行われ、自己負担2,000円でふるさと納税ができたということになります。※ワンストップ特例制度を使った人のみの計算法・確定申告でふるさと納税を申告した人は違う計算方法になります。)
- ⑤ **税額欄** (課税所得に対して、計算された税金がここに記載されます。)

ふるさと納税について

お得だよとよく耳にするふるさと納税ですが、何がどうお得なのか少しだけ紹介します。

ふるさと納税は都道府県や市区町村に寄付することで、税控除が受けられる制度です。自分で選んだ自治体(住んでいる自治体や故郷の自治体でなくてもいいのです)に寄付をすると、年間寄付金額の



うち2,000円を超える分について、一定上限まで所得税・住民税から控除される仕組みです。寄付上限は世帯や状況に応じて違いますが例えば、年収700万円のAさん(妻は専業主婦)が10万円の寄付をした場合、Aさんの所得税率は10%なので、まず9,800円が所得税から還付されます。

(確定申告した場合のみ)次に住民税に関しては「基本分」と「特例分」の2本立てが控除されます。基本分は寄付金から2,000円を引いた額に本人の住民税率を掛けた金額9,800円です。さらに特例分として、10万円から自己負担額2,000円・所得税分9,800円・住民税基本分9,800円を差し引いた残額78,400円が戻ってきます。(次の年の6月から再来年の5月までの住民税が基本分9,800円+特例分78,400円安くなります。)つまりふるさと納税をすると所得税の軽減、住民税の基本分と特例分の軽減の3種類の控除が受けられるので、10万円寄付した場合は、98,000円が戻ってきます。(来年の税金が98,000円分安くなります。)所得税の還付金は確定申告することで早く4月頃に所定の銀行口座に入金され、住民税は6月天引き分からふるさと納税が12ヶ月に分割されて軽減されます。例年より住民税が安くなった実感できるのは6月以降です。**住民税を先払いすることで実質負担2,000円でいろいろな返礼品がもらえます!**ということがふるさと納税の醍醐味です。(確定申告ではなくワンストップ特例制度を使うと全額住民税からの控除になります。)

詳しくは総務省HPまで!!
金額のシミュレーションもできます

